

小竹町要配慮者のための避難所安全安心確保事業 補助金について

高齢者や障がい者（災害時の避難に配慮を要する者）については、意識的に「3密」の回避が難しく、通常の避難所では十分な対応が困難なことから、町内の社会福祉法人等に要配慮者受け入れに関する協定の締結を前提に、100万円を上限として、必要物資の購入に係る経費及び施設整備に関する経費を補助します。助成は今年度1回限りです。

概要

この補助金は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく福祉避難所での避難生活に必要な物資・器材の購入に要する経費、物資・器材を保管するための備蓄倉庫の整備に要する経費及び地域住民や社会福祉施設等で行う福祉避難所の運営訓練に要する経費を補助することにより、福祉避難所の指定促進及び機能の充実を図ることを目的に交付するものです。

交付対象者

小竹町と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した社会福祉法人又は医療法人とします。

交付金額

1法人につき100万円を限度とします。
交付申請は今年度1回限りとします。

対象経費

小竹町要配慮者のための避難所安全安心確保事業補助金交付要綱第5条別表第1のとおり。

提出書類

① 交付申請時

小竹町要配慮者のための避難所安全安心確保事業補助金交付申請書（様式第1号）に事業実施計画書（別紙1）、支出予定額内訳書（別紙2）及び町税等の滞納がないことを証明する書類等を添付してください。

② 概算払請求時

交付決定後に補助金の概算払を請求する場合は、補助金概算払申請書兼請求書（様式第4号）を提出してください。

③ 変更、廃止申請時

補助事業変更承認申請書（様式第5号）又は補助事業廃止承認申請書（様式第6号）に関係書類を添えて提出してください。

④ 実績報告時

補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は令和3年3月31日までのいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第9号）に事業実施報告書（別紙5）、支出額内訳書（別紙6）及び支払いの証拠書類等を添えて提出してください。

申請方法

① の書類を下記まで郵送ください。

【郵送先】

〒820-1192 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3167番地1

小竹町役場 福祉課 宛

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします。

申請書及び申請案内の入手方法

- ・ 小竹町ホームページよりダウンロード
【小竹町要配慮者のための避難所安全安心確保事業補助金について】
- ・ 小竹町役場福祉課の窓口で配布

相談及び問い合わせ先

【小竹町役場福祉課（高齢者福祉係・一般福祉係）】
820-1192 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3167番地1
T E L : 09496-2-1219 F A X : 09496-2-1140
※窓口・電話対応日時：平日8：30～17：15（土日祝日を除く）
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電話での問い合わせにご協力をお願いします。